

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の事業目的は、1951年の創業以来、防食・防錆のリーディングカンパニーとして、半世紀にわたり蓄積された技術力を更に向上させ、さまざまな設備の延命化に尽くし、以って資源の保護や省エネなど地球環境の保全にも貢献することです。

また、経営理念は「顧客ニーズを先取りし、創造にチャレンジし、社会に貢献するとともに社業の発展を期す」であり、株主の皆様、お取引先、地域社会や従業員などの各ステークホルダーの満足度を高めることです。

上記の事業目的・経営理念を実現するためには、経営に対する責任の明確化及び外部からの牽制が働く組織や仕組みを構築し、コーポレート・ガバナンス機能を強化することが経営上の最も重要な課題と考えており、具体的には次の施策を講じております。

(1)当社の業態・規模などの実態に即し、会社業務に精通した社内取締役を中心とした「監査役設置会社形態」を採用、取締役8名中2名が社外取締役、また監査役4名中3名が社外監査役の体制としております。

(2)更に、取締役会機能を強化するため、経営と執行を分離し、執行機関としての経営方針会議の設置及び執行役員制度を導入しております。

(3)健全な内部統制環境と円滑な情報伝達の構築のため、遵守すべき行動規範としての「行動基準」の明文化及び内部通報制度(ホットライン)を設置しております。

(4)経営において不確実性が高いさまざまなリスクを認識し、どのように対応すべきかを経営に提言するリスクマネジメント委員会を設置しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井金属鉱業株式会社	781,000	30.86
ナカボーテック取引先持株会	194,800	7.69
ナカボーテック社員持株会	175,795	6.94
株式会社麻生	139,000	5.49
日本生命保険相互会社	67,500	2.66
中川 哲央	64,350	2.54
有限会社福田商事	52,000	2.05
株式会社三井住友銀行	50,000	1.97
合同会社ワイズ	50,000	1.97
三井住友信託銀行株式会社	50,000	1.97

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中川 哲央	他の会社の出身者											○
木部 久和	他の会社の出身者							○	○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中川 哲央		元、三井物産株式会社地球環境室次長および社団法人日本能率協会での豊富な勤務経験と幅広い見識を有しております。	主に創業家大株主の見地と、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をしております。
木部 久和		その他の関係会社(三井金属鉱業(株))常務執行役員関連事業統括部長	その他の関係会社の常務執行役員関連事業統括部長の見地と、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬委員会	4	4	2	2	0	0	社内取 締役

補足説明

委員会の構成員の他に、社外監査役3名が、アドバイザーとして参加(構成員ではない)。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査実施計画に沿って、常勤監査役が会計監査に立会い意見交換するとともに、会計監査人が監査役会に会計監査結果を報告(年2回)しています。監査役は、会社の業務及び財産状況の調査その他職務の遂行にあたり、内部監査室と緊密な関係を保ち、効率的な監査の実施に努めています。また、監査役は内部監査室より、内部統制システムに係る状況とその監査結果等について月1回定例の報告を受け、必要に応じ調査を求めることもあります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
門脇 隆	他の会社の出身者													○
山下雅司	他の会社の出身者									○	○			
小畑明彦	弁護士													○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
門脇 隆		その他の関係会社(三井金属鉱業(株)) 常勤監査役	その他の関係会社の常勤監査役としての見地と、豊富な経験を当社監査に反映していただくため、社外監査役として選任をしております。
山下雅司		その他の関係会社(三井金属鉱業(株)) 執行役員関連事業統括部副事業部長兼 企画担当部長	その他の関係会社の執行役員関連事業統括部副事業部長の見地と財務、経理等幅広い豊富な経験と見識を当社監査に活かされることを期待し、社外監査役に選任をしております。
小畑明彦	○	弁護士 独立役員	弁護士の資格を持ち、法律の見地から経営相談等に携わった豊富な経験を当社監査に反映していただくため、社外監査役として選任をしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

退職慰労金等により、インセンティブが付与されていると考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社の取締役に対する報酬は135,701千円(うち社外取締役2名7,260千円)であり、監査役に対する報酬は29,065千円(うち社外監査役4名10,890千円)であります。報酬及び人員は、2018年6月28日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内において、取締役会で承認された方法に基づいて決定しており、うち社外取締役以外の報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成されております。報酬委員会の協議において前事業年度の経常利益・配当額等を総合的に勘案し、業績連動報酬を決定し、業績連動報酬以外の報酬は、各取締役の役位、職責、役割等を考慮し決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

事務局として総務部が、社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会・監査役会等の開催日程を連絡、会議資料の事前配付等のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行、監査・監督等について

当社は会社業務に精通した社内取締役を中心とした「監査役設置会社形態」を採用しており、その概要は次のとおりです。

- (1) 取締役会は、8名の取締役(社外取締役2名を含む)により構成されており、原則月1回の定例取締役会を開催する他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、更に社外取締役制の導入により、各取締役の職務執行の透明性を向上させ、適正な経営が行われる体制としています。
- (2) 経営方針会議は、最高業務執行責任者及び執行役員兼務取締役の6名で構成されており、原則月2回の定例経営方針会議を開催する他、必要に応じ臨時経営方針会議を開催し、業務上の課題や問題点を共有し、執行の迅速化を図っております。
- (3) 内部監査室は必要に応じ、監査に関連する各種会議へ出席し、また対象部署に対し、すべての帳簿、伝票その他の諸資料の提出及び関係者の説明報告その他の監査上必要な要求を行うことができます。これにより業務の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全を図っております。
- (4) 監査役会は常勤監査役1名と社外監査役3名(うち弁護士1名)により構成されており、原則2ヵ月に1回の定例監査役会を開催しております。また、取締役会等の重要会議への出席、代表取締役と定期的な会合を持ち、取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリング機会等を通じ、業務執行や財政状態及び法令遵守に関する監視・監督を行い、社内規定に基づく適正性を確認しつつ、経営の健全性と透明性の徹底を図っております。
- (5) 当社は、各取締役に対する定額報酬(月額)の支給額を、取締役報酬規程に基づき任意に設置した報酬委員会にて決定しております。報酬委員会は、社長、社外取締役(2名)、総務部主管役員で構成し、アドバイザーとして社外監査役(3名)が参加しております。

2. 会計監査について

当社は「有限責任 あずさ監査法人」との間で監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく定期的な監査を受けております。2018年度における業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

(1) 公認会計士の氏名等

指定有限責任社員 業務執行社員 田島祥朗

指定有限責任社員 業務執行社員 田原 論

(2) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士:4名

その他 :2名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は会社業務に精通した社内取締役を中心とした「監査役設置会社形態」を採用しておりますが、経営に対する責任の明確化及び外部からの牽制が働く仕組みとして、取締役8名中2名が社外取締役、また監査役4名中3名が社外監査役の体制となっております。更に取締役会機能を強化するため、経営と執行を分離し、取締役会は経営計画の策定と監督機能等を担い、執行体制としては経営方針会議の設置及び執行役員制度を導入しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社2019年度第76期定時株主総会の招集通知は、6月10日に発送しております。
その他	株主総会において事業報告書等をビジュアル化し、わかりやすく説明しております。 なお、株主総会終了後この内容をホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IRに関する部署(担当者)の設置	1. IR担当部署:総務部 2. IR担当役員:阿武 宏明 3. IR事務連絡責任者:今井 靖	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境負荷の低減、環境汚染の防止をコンセプトとした技術開発に、積極的に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

< 基本的な考え方及びその整備状況 >

内部統制とは、経営の執行者による企業内部統治と捉え、業務の執行にあたり、以下のとおり業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、これを確実に実行することが事業目的・経営理念の実現、即ち株主の皆様、お取引先、地域社会や従業員などの各ステークホルダーの満足度を高めることと考えております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社長が「社是」、「経営理念」及び「行動基準」の精神を伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。
- (2) 取締役会規則等の社内規則により各取締役の権限を明確にし、更に社外取締役の導入により、各取締役の職務執行の透明性を向上させ、適正な職務の執行がおこなわれる体制としております。
- (3) 内部監査室の実効性を高め、監査役・会計監査人・内部監査室の3者による監査体制の確立を図ることとしております。
- (4) 法令上疑義のある行為等について、外部専門家を窓口にする内部通報制度(ホットライン)の運用等により、その適合性確保を図っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し保存しております。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できることとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクカテゴリー毎の責任部署及び各種委員会並びに新たに生じたりリスク、その他の対応機関としてのリスクマネジメント委員会を設置し、それぞれが規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うとともに各種リスクに対応し、経営方針会議が総括的に管理しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- (2) 開催にあたり、各取締役に事前に取締役会資料を配布し、必要に応じ議案の説明をしております。
- (3) 取締役会が定める年度経営方針及びそれに基づく数値目標、並びにその他の重要事項については、経営方針会議と執行役員制度を導入し、迅速な業務執行とその実現を目指しております。
- (4) 執行役員は取締役会での決定事項を各部門へ浸透させ、各部門は目標に向けて、具体的な行動計画の策定及び予算の策定並びに月次・四半期業績管理を実施しております。取締役会、経営方針会議では状況を定期的にレビューしております。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムを構築し、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関連法令等との適合性を確保することとしております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。また、当該使用人の人選については、取締役からの独立性に配慮しつつ、監査役の意見を参考として決定し、当該使用人の異動、人事評価等については、常勤監査役と事前に相談を行う。当該使用人が監査役の職務を補助するにあたっては、取締役から独立して監査役を補佐し、監査役会等において監査役からの指示を受けるとともに、指示事項の進捗等の報告、情報提供等を行う。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

法令及び社内規則に従って、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項を報告しております。

8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行いません。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認めております。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、内部監査室との連携を確保し、社長及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 >

社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、取引を含めた一切の関係を遮断すると共に、警察等関連機関とも連携し毅然とした姿勢で組織的に対応することを基本方針としております。

< 反社会的勢力排除に向けた整備状況 >

反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、契約書や取引約款に暴力団排除条項を挿入すると共に、可能な範囲内で自社株の取引状況を確認しております。

また、地区特殊暴力防止対策協議会等に参加し、地域や職域の暴力団排除活動に参加することとしております。

更に、反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、不当要求防止責任者を通じて反社会的勢力対応部署が対応することとし、当該部署は対応しないことになっております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 適時開示体制の概要 >

1. 当社は「内部情報管理規程」を制定し、当社の内部情報管理及び当社社員の当社株券等売買に関する行動基準を定めていますが、その概略は以下のとおりです。

(1) 重要事実が発生した場合は、所管部がこれを確認し、担当役員及び総務部その他職務上関係ある部署に、発生した重要事実の内容を報告します。

(2) また、重要事実に該当するか否かについて疑わしい場合にも、所管部は直ちに総務部にその概要を報告し、その指示に従わなければなりません。

(3) 重要事実の開示要否は、取締役会にて協議の上、開示時期も含めて決定し、総務部担当役員が重要事実の適時開示を行います。

2. 上記規程に沿って、当社は迅速・公正かつ遺漏のない適時開示に努めておりますが、重要事実の発生から適時開示に至るまでの流れを図示すると以下のとおりです。

報告
所管部 総務部 総務部担当役員 付議 (開示要否判断) 取締役会承認 (総務部が開示文を起案・作成) 総務部担当役員 (適時開示)

(注) 取締役会は毎月1回定例的に開催されますが、開示が急を要する場合には、臨時取締役会が開催されます。

3. さらに、適時開示を含めて法令や規則を遵守し企業倫理に則った公正な企業活動を行うため、経営者並びに社員が拠るべき、「行動基準」を定めるとともに、社内不正の未然防止・早期発見の観点から、内部通報制度(ホットライン)を設けています。

